

摂食嚥下障害の臨床的重症度に関する分類

	レベル	食事	経管栄養	直接的訓練 (摂食訓練) ※1	在宅管理	備考
誤嚥なし	7 正常範囲	常食	不要	必要なし	問題なし	
	6 軽度問題	軟飯・軟菜食など 義歯・自助具の使用	不要	時に適応	問題なし	食事動作や歯牙の問題 など経過観察でよいレ ベル
	5 口腔問題	軟飯・軟菜食・ペースト食など 食事時間の延長 食事に指示・促しが必要 食べこぼし、口腔内残留が多い	不要	適応 一般施設や 在宅で可能	可能	先行期、準備期、口腔期 の問題
誤嚥あり	4 機会誤嚥	嚥下障害食から常食まで 誤嚥防止方法が有効 水の誤嚥も防止可能 咽頭残留が多い場合も含む	時に間歇的経 管法の併用	適応 一般施設や 在宅で可能	可能	医学的に安定 ※2
	3 水分誤嚥	嚥下障害食 水の誤嚥に対し防止方法が無効 水分に増粘剤が必要	時に間歇的経 管法・胃ろうの 併用	適応 一般施設で 可能	可能	医学的に安定
	2 食物誤嚥	経管栄養法	長期管理に胃 ろうの検討	適応 専門施設で 可能	可能	医学的に安定 難治の場合、機能再建術 の検討
	1 唾液誤嚥	経管栄養法	長期管理に胃 ろうの検討	困難	困難	唾液を誤嚥 医学的に不安定 ※3 難治の場合、気管食道分 離術の検討

- ※1 間接的な訓練（基本訓練）はレベル6以下に適応
- ※2 適当な摂食管理で、低栄養・脱水・肺炎などを起こさない
- ※3 経管管理をしても医学的安定性を保つことができない

医療法人 健志会 訪問歯科事務局

TEL 06-6309-8830